

(陳情の要旨)

優生保護法の改正についての陳情を採択しないでください。

(陳情の理由)

福生市の十二月定例市議会に、優生保護法改正についての陳情が出されているようですが、私たちは次の理由から採択しないでいただくよう要望します。

(一) 根本的には、産む産まないの決定は個人の基本的人權であり、国家が介入すべき問題ではありません。

(二) わが国の中絶は、三十代前後の主婦が大半を占めており、住宅難や物価の高騰などのまさに「経済的理由」によるやむを得ない選択であることが察せられます。中絶は、女性の立場からも決して望むものではありませんが、一〇〇%有効で安全な避妊方法がない現在、最後の選択として残されるべきです。

(三) 「経済的理由」が削除されると、積極的に中絶が肯定される理由として、「身体的理由」つまり障害者、病弱な女性、障害児を産むことが予想される女性にのみ適用されることになります。このことは、国家に役立つ生命、人權だけを尊重し、障

害者の生存権、子供を産む権利を否定するという重大な問題を含んでいます。

昭和五十七年十二月二十七日

陳情者

秋川市草花二、七三四

西多摩地区労働組合協議会

福生ブロック会議議長

小川 金 二 印

秋川市草花三、二七二一五

西多摩地区労働組合協議会

福生ブロック会議事務局長

大森 進 印

福生市議会議長

末次 性 男 殿

⑤

福総庶発第二千四百七十六号

昭和五十八年一月四日

福生市議会議長

福生市長 田 村 匡 雄 印

末 次 性 男 殿

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十一条の規定により、次の者を昭和五十八年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名 氏 名

助 役 古 谷 徳 男

収 入 役 高 水 求

企画財政部長 生子 国 利

總務部長	市民部長	福祉部長	建設部長	企画財政部長	企画財政部長	企画財政部長	主幹	企画財政部長	稅務課長	總務課長	秘書課長	總務課長	庶務職員課長	總務課長	管財課長
淺見裕康	井上久男	須崎進	内田和雄	岩崎好亮	渡辺義紀	小野光朗				橋本好夫	矢崎茂夫	坂本昭			

市民課長	市民課長	市民課長	經濟課長	市民課長	衛生課長	福祉課長	保險年金課長	福祉課長	福祉事務所長	福祉課長	厚生課長	建設課長	土木課長	建設課長	都市計畫課長
野沢久人	石川和夫	佐藤喜一郎	木村シズ子	岡本泰昌	児島亀之助	川辺登茂次	関口清								

建設部	黒田登
施設課長	
建設部	松沢清
下水道課長	
建設部	野島照明
水道事務所長	
会計課長	持田巽
市民会館長	古谷正夫

⑤

福総庶発第二千四百八十九号

昭和五十八年一月六日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和五十八年一月四日付け、福総庶発第二千四百七十六号で通知した市議会議事説明員のうち、企画財政部主幹 渡辺義紀を研修のため、昭和五十八年一月六日から昭和五十八年三月二十五日までの間、自治大学校へ派遣したことに伴い、企画財政部長 生子国利に兼ねて主幹事務取扱を命じたので、この間、市議会議事説明員に、次のとおり委任したので通知します。

職 名	氏 名
企画財政部主幹事務取扱	生子国利

⑤

福教庶発第七百二十三号

昭和五十八年一月四日

福生市教育委員会委員長 来住野 元 一 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百一十一条の規定により、次の者を昭和五十八年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名 氏 名

教 育 長 森 田 猛

教 育 次 長 八 木 房 雄

庶 務 課 長 田 村 一 郎

学務課長	村野和男
指導室長	中村美雄
社会教育課長	岡部清人
学校給食課長	町田光輝
公民館長	古谷正夫
図書館長	井梅義彰

⑤

福市経発第二千四百七十九号

昭和五十八年一月四日

福生市議会議長

福生市農業委員会会長 林 幸男 印

末次性男殿

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十一条の規定により、次の者を昭和五十八年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職名氏名

市民部長 井上久男

市民部 石川和夫
経済課長

⑦

福監発第二千四百七十八号

昭和五十八年一月四日

福生市議会議長

福生市代表監査委員 山下 久吉 印

末 次 性 男 殿

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百一条の規定により、次の者を昭和五十八年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名 氏 名

事務局長事務取扱

森 田 武

参 事

写

福選発第二千四百七十七号

昭和五十八年一月四日

福生市選挙管理委員会委員長 森田新平 印

福生市議会議長

末次性男 殿

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百一十一条の規定により、次の者を昭和五十八年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職名	氏名
事務局長	篠崎寛

⑤

福企税発第二千四百八十号

昭和五十八年一月四日

福生市固定資産評価審査委員会

委員長 磯 村 武 夫 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百一条の規定により、次の者を昭和五十八年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名 氏 名

企画財政部長 生子 国 利

企画財政部 小野 光 朗

税務課長

福議発第

昭和五十八年一月五日

殿

福生市議会議長 末次 佐男

議案説明員の出席要求について

昭和五十八年第一回福生市議会臨時会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 一月十日(月) 午前十時
二場 所 福生市議会議場